

月刊自治労連デジタル

(ホームページ版)



原水爆禁止 2019 年世界大会—長崎

▼2019 年 8 月号 contents

・原発事故から 8 年 福島自治体と住民（自治労連福島県本部）

【第 42 回自治体労働者平和のつどい特別報告】

・四国の「反核ライダー」と「反核へんろ」のとりくみ（自治労連四国ブロック青年部）

・「自治体労働運動の歴史とたたかいの到達点、
教訓、展望を学ぶ学習教材として活用を」

（自治労連・自治労連共済結成 30 周年、研究機構設立 20 周年記念誌
『民主的自治体労働者論 生成と展開、そして未来へ』）

発行 日本自治体労働組合総連合

連絡先 03-5978-3580

<https://www.jichiroren.jp/>

2019.8.23

原発事故から8年 福島の自治体と住民

自治労連福島県本部 執行委員長
笠原 浩

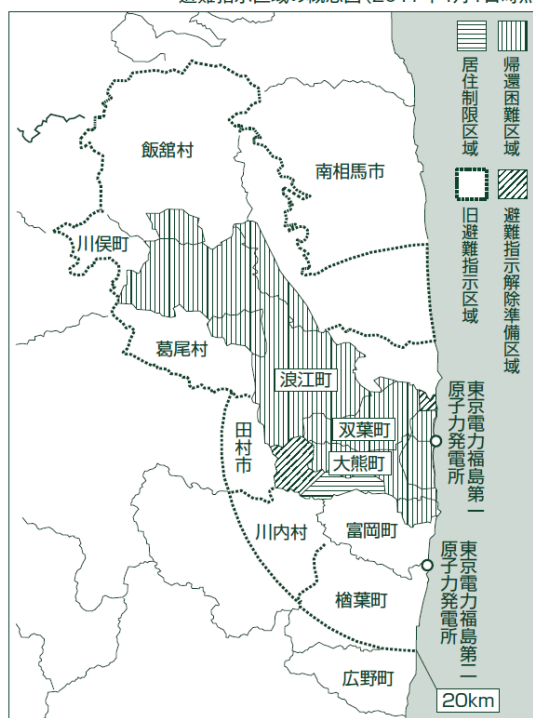
はじめに

3.11 から8年が経過しました。福島では東日本大震災の被害に加え、福島第一原発事故により、広域的・長期的避難が継続しています。しかし、国は 2020 年東京オリンピックを前に、福島が復興したことを強調したいと、様々な制度を終了に向かわせています。同時に、浜通り避難自治体の住民を中心に、県民の生活も元の生活を取り戻せないばかりか、東京電力の「まだ保障が必要なのか」と言わんばかりの対応で困難な状況を迎えています。

現在の大きな課題は、第一に「除染土壌の再利用問題」です。県内で除染された土壌を中間処分場に処理しても、処分開始から 30 年後となる 2045 年以降の行き場がないことを理由に、国は「再利用」で処理しようと、二本松、南相馬、飯館の事業への利用を提起しています。住民の大きな反対運動で二本松ではとん挫し、南相馬では中断しています。根本問題は、事故を機に 100 Bq基準を 8,000 Bqまで 80 倍も拡大した基準を理由に、放射性物質の拡散を進めようとしていることです。しかも、飯館村では、住民の「早く安心し

て過ごせる地域面積を広げたい」という思いを逆手にとって、「地域の除染を一層進めます」と利益誘導で「再利用」を進めています。

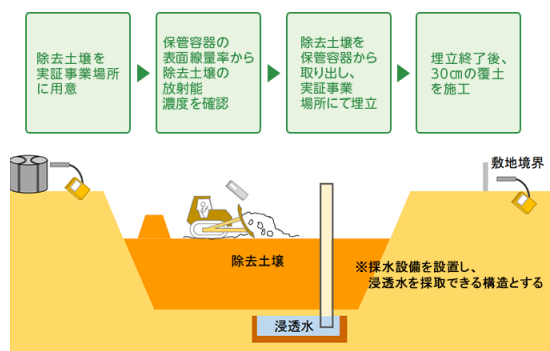
避難指示区域の概念図(2017年4月1日時点)



資料:原子力災害対策本部資料(2018年3月9日)より作成

また、福島だけにとどまらず、北は宮城、岩手まで、南は茨城、栃木をはじめとした放射性物質の処分先が決まらない地域での「再利用」につながる懸念があります。

2019年8月23日



二つ目は、「住宅無償提供の打ち切り問題」です。県は、災害救助法を理由に、「避難生活が長期化することを避けるため、初めに終了の時期を示した方が、今後の生活再建の判断が進むのではないか」と、県民一人ひとりの生活実態を調べないうちに、打ち切りを開始しました。この結果、避難者が「まだ帰還できない」と判断し、仮住まい生活を継続している場合は、家賃負担が増大するという事になっています。そもそも長期間避難を必要とする原発事故に災害救助法を適用していることが問題です。

この他、避難自治体では、人材不足、財源不安が続いています。既に3.11当時の職員は三分の二から三分の一になってしまっており、経験不足が否めません。復興庁が2020年で終了する予定ですが、今も帰還できない自治体をはじめ多くの自治体でこれからが本番です。2020年の国勢調査に基づく交付税対応をはじ

め課題は山積しています。

先日、福島自治体問題研究所として、全国研究所と一緒に、浪江町、葛尾村、大熊町、双葉町を訪問し、現状を確認する機会があり同行しました。今回はこの6月に役場機能を町内で一部帰還が認められた地区に役場を新築し移転した大熊町と、8年経過したいまでも帰還ができない双葉町の話が印象的でした。

大熊町では、避難指示が解除された地域は、町の4割の面積を占めるものの、そこに住んでいた町民はわずか4%、370人程度にすぎません。現在は、その地区に役場機能と役場職員の寮、災害復興住宅があるものの、住民の帰還は数世帯です。これに比べて東電の社員寮には700人が住み、社員用食堂や給食センターまで建設されています。

大熊町が役場機能と住民帰還を先に進める方式である一方、双葉町は、住民の帰還を後にして、まずは産業の回復を図ろうと計画し、常磐自動車道双葉ICの整備や常磐線全線開通に合わせた駅整備、工業団地整備を進めています。既に6社と協定を結び、20社と協議しているとのことでした。この双葉町では、

すすまない被災地への帰還

	2011.3.11時の人口	避難指示区域居住数	帰還者数(または現居住人口)	備考	2011年3月比の帰還者(%)
川内村	3,038	←	2,197		72.3%
川俣町	15,877	934	335		2.1%
飯舘村	6,509	←	778		12.0%
葛尾村	1,567	1,567	259		16.5%
浪江町	21,434	←	825	※居住人口	3.8%
南相馬市	71,561	14,279	3,386		4.7%
田村市	41,662	4,117	3,288		7.9%
富岡町	15,960	←	770	※居住人口	4.8%
楡葉町	8,011	←	3,481	※居住人口	43.5%

資料：福島県「ふくしま復興ステーション」Webサイト、各自治体のWebサイトの公表資料より自治労連作成
2018年8月31日または9月1日現在、なお双葉町と大熊町は全町避難のため、調査時点での人口がゼロ

2019年8月23日

近隣最大都市の「いわき市」の勿来酒井（なこそさかい）地区に、復興住宅を整備しています。そこには5棟の集合住宅と100戸程度の戸建て住宅、内科・歯科の郡立診療所、高齢者サポート施設、集会所、ミニ商業施設も整備されており、新しい「まち」の様相です。

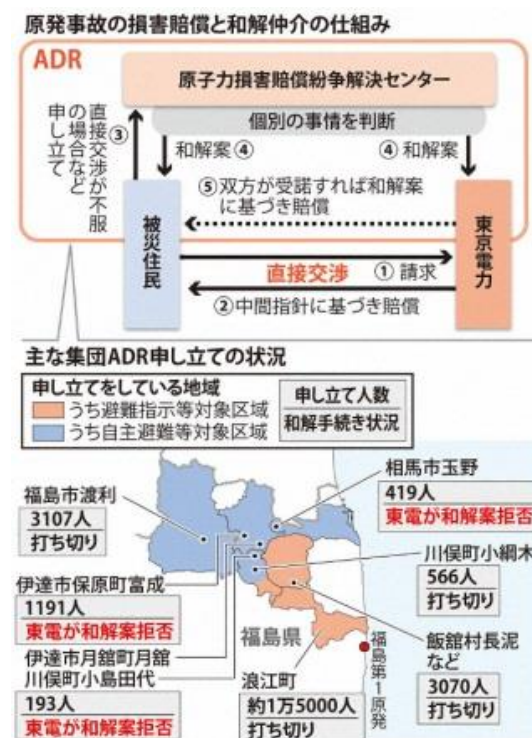
大熊町を除く自治体からは、2020年の国勢調査に基づく「交付税」の算定が危惧されています。今でも住民向け課税のあり方の心配がありますが、自治体として運営できるのかどうかの鍵となるからです。浪江町では「上下水道」の維持経費も大きな課題となっており、東電の補償がなければ維持は困難です。

小規模自治体の葛尾村は、小規模の良さを発揮して、想定以上の帰還が進んでいます。しかし、介護保険料の高騰など今後の住民生活への対策が必要です。

「福島特措法」では、「県の意見」を聞いて決めるとあり、県の姿勢が国政を動かす可能性を示しています。ところが、県は「東電が集团的ADR（Alternative Dispute Resolution：代償的紛争解決）に応じない」ことも「汚染水の海洋放出」についても、「賠償打ちりの姿勢」にも、「リアルタイム線量計の撤去」にも何も発言していません。その一方で「イノベーション・コースト構想」に基づいた大型開発に、2019年度で900億円も予算化するなど、財界奉仕の対応になっています。福島第二原発廃炉も県知事選を目前に「廃炉検討」を述べながら、その後1年が経過しても「見通しは立たないと」東電社長は述べています。沖縄と並び「地方自治無視」の国政に対して、県民の声に寄り添い発言し続ける沖縄県政と大きな違いです。

避難者数すら、県は「4万2千人」と発表

し、推定で5万人ともいわれる自主避難者は無視しています。福島で暮らすはずだったにもかかわらず、本人の意思で避難が長期化したものでもない福島県民を、どう考えているのでしょうか。



このように、原発事故からの復興は簡単なことではありません。この事故から学ぶことは、原発による発電はやめ、再生エネルギー等に直ちに転換することです。今野党が提出している「原発ゼロ法案」を一日も早く成立させることが、この原発事故被害を受けた福島県民の願いです。

2019年8月8日に長崎で開かれた第42回自治体労働者平和のつどいにおける特別報告を掲載します。

四国の「反核ライダー」と「反核へんろ」のとりくみ

自治労連四国ブロック協議会青年部

1987年～反核ライダー四国コース

1987年、夏。原水爆禁止世界大会にむけて大阪の青年が「好きなバイクに乗って、俺たちにできる行動を…」とはじまった反核ライダーは、四国の愛媛の青年に、そして高知へ、徳島、香川へと四国4県で取組まれるようになり、大きな「平和の風」となっていました。

反核ライダーの目的

核兵器の即時廃絶と戦争のない平和な日本と世界の実現をめざすことを目的として生まれました。具体的な活動として、

- ① 反核ライダーとしてオートバイで走ることによって、世論へのアピールを行います。
- ② 各主要都市での「ヒロシマ・ナガサキからのアピール署名」行動をすすめます。
- ③ 「非核自治体宣言」を行っていない自治体に要請行動を行います。
- ④ ライダー終結地点で平和集会・学習会等を開催し、地域の青年と平和の思いを交流し、共同の取組みをすすめます。

反核ライダー誕生秘話

毎年、広島・長崎で行われる原水爆禁止世

界大会には、世界中から多くの人々が集まります。「二度と同じ過ちを繰り返してはならない」という共通の願いを胸に、日頃の平和活動の成果を持ち寄って「核兵器のない平和な地球」を一刻も早く実現しようと集まってきます。

団体で、バスで、船で、海外から飛行機で、マラソンリレーで、車椅子で…。平和を訴えながら人それぞれの方法で、共通の願いのためにやってきます。

そんなとき大阪の青年—バイクを愛する青年たちが「バイクに乗れるのも平和な世の中でのこと。一発でも核兵器が爆発すれば何もかも無くなってしまう」「バイク好きの俺たちも平和を訴えながら走ろうじゃないか」。1987年にこうしてはじまった反核ライダーは、全国の青年の心を揺さぶりました。バイクによるリレー方式で全国各地を縦断し、沿道で、自治体で、各県庁所在地で、休息地点で、立ち寄った労働組合や民主団体の青年とともに「アピール行動」を繰り広げながら、原水爆禁止世界大会会場（広島・長崎）まで核兵器廃絶を訴えていきました。

青年独自の表現で国民に平和を訴える大きな運動に発展しました。このとりくみに参加

した労働組合の現在の役員もかなりいて、それぞれでつながりがあります。



2004年8月愛媛県を出発する反核ライダー

四国での取り組み(～反核ライダーT(徳島)さんの報告から)

はじめの年に全国の取り組みに参加したのは、四国では愛媛県のみでした(1988年)。

「平和のことを考えることはあっても、実際に行動したことはあっただろうか?」「とにかく感動。みんなにこの思いを広げたい」…こうした呼びかけに、2年目(1989年)には高知県市町村職労(現在は高知自治労連)青年部と共同で取り組むことになり、はじめて四国ブロック実行委員会を結成。それまでほとんど交流のなかった愛媛と高知の青年が、この取り組みを通じて平和の架け橋で結ばれました。

そして次の年(1990年)、徳島県の鳴門市役所現業労組(現在は鳴門市従)青年部に参加を要請。3県が四国を周回するコースを完成させました。また、この年から自治体に働く青年だけでなく医療・県国公関係や民主団体、近畿地区からの参加者もあり、産別や地域をこえた取り組みへと広がりました。

1991年、ライダーとして参加できない多くの青年、学生や地域住民の人たちも一緒になって平和について語り合おうという目的で、最終合流地での「ピースフェスタ」が開催さ

れました。

第1回は高知県高知市・城西公園野外劇場で、第2回(1992年)愛媛県松山市・番町公民館、第3回(1993年)徳島県徳島市・藍場浜公園、以後それぞれ各県で開催されるようになりました。

ライダーからの報告のほか、被爆者の会より被爆体験を聞いたり、世界大会参加者からの報告やコンサート・クイズ等、各県労連青年部で実行委員会が組織され、それぞれ趣向をこらした内容となり、ますます広範な取り組みとなっていました。

1992年から四国では、全国に先がけて全労連青年部の取り組みへと発展しました。また、香川県からの参加で四国4県がそろったこともあり、南北・東西2コースに分かれてのコース設定が組まれるようになりました。

1994年より本コース(北海道～広島・長崎までの本州コース)への合流、受け入れ体制も視野にいった日程・コース調整が行われるようになり、近畿・中国ブロックのライダーとの交流も深まっていきました(近畿ブロックより16人の参加があったのをはじめとして、毎年他のブロックより参加があり、2000年前後にピークをむかえ、多いときは40～50台のバイクで走行する区間がありました)。

何よりの成果は、反核ライダーが四国4県で取り組まれるようになって、それまで交流のなかった四国の青年が反核・平和の活動をきっかけに知りあい、交流を深める中で、1992年四国ブロック青年部結成にも至りました。ちなみに青年部結成大会当時の青年部役員は、青年部卒業後も各県・単組役員として奮闘しており、現在も交流は続いています。

2019年8月23日



2005年反核ライダー、香川県高松市役所での集会を伝える新聞記事

反核・平和活動は青年部の重要な取り組みの一つとして現在も進められていますが、「反核ライダー」はとりわけ四国においては青年部結成のきっかけにもなった貴重な取り組みとして、次代を担う青年部の力で「反核ライダー四国コース」の存続・発展をとり組んできました。

反核ライダー四国コースでの取り組み

平日5日間を使って、文字通りバイクと伴走車（車）で四国を一周しながら、各単組・市町村を訪問し、反核平和を訴えるとりくみとして行いました。各自治体へ「平和行政の推進」に関わる要請として、非核自治体宣言にもとづく平和行政、憲法遵守と憲法改悪反対、核兵器廃絶への自治体としてのとりくみ、「核兵器全面禁止のアピール署名」への協力

などを求め、また東日本大震災以降は「原子力政策に関わる安全対策等を求める」要請も行ってきました。

また、繁華街、駅頭にて署名宣伝活動を実施するなど、四国各地でアピール走行を行ってきました。反核平和を伝える、訴えるグッズとして、Tシャツ、タオル、ポケットティッシュ、携帯クリーナー、飴、署名用ボールペンなどの作成、ライダーが走りながらアピールするために「欲しがりません核だけは」「今すぐ平和を明日に希望を」と書かれたゼッケンの装着などを行いました。

単組や組合員のみなさんには、リッターカンパ（ガソリン1リットルを基礎額にしたカンパ）などもお願ひし、「バイクで走れなくても気持ちは一緒」と、快く協力いただきました。

2012年には伊方原発の見学を申し入れたところ、「原発に反対する団体は受け入れられない」と四国電力から通知され、抗議しました。

反核ライダーの存続発展のために

2000年前後をピークに毎年ライダーの参加者は減少し、一部区間においてはライダー（バイクによる参加者）が0～1人という走行区間も増えてきました。全国的な組合加入率の低下、青年のオートバイ離れ（バイクが趣味や嗜好品になってきた）、また自治体職員においては市町村合併や退職者不補充による労働過重等で年休も消化できない実態がライダー激減の理由として考えられました（参加者の平均年齢は上がり続ける…）。

「反核ライダー」の存続、また発展させるために、各県・単組ごとにオートバイ・二輪免許の所有数を把握して、青年に限らず対象者

には呼びかけを徹底する、より多くのライダーに参加してもらうためにも、日程・コース設定を考えていくことなどが課題にあげられるようになりました。

「反核ライダー」の参加条件がどうしても、普通二輪免許とオートバイ（基本的には126CC以上）を所有していることが条件となっているため、参加したくてもできない場合に、オートバイにこだわらず、「反核サイクリング」「反核マラソン」等に替えていくことも反核・平和の取り組みに変わりはないので柔軟に対応してはどうか？という意見も出されていました。

四国ブロックでの『反核平和のとりくみ継続』のため、「反核へんろ」へ

2013年、実施の中心である自治労連四国ブロック青年部として議論を重ね、四国ブロックのキーワード「四国は一つ」のとりくみ、「核兵器廃絶を訴え、四国一周する反核ライダーは続けていきたい」し、反核平和を主題にとりくみ、PRはし続けたいという意見で一致。そこで四国らしさを活かす「遍路」はどうかとの意見が出され、皆が同意しました。原水禁世界大会にあわせて、週代わりでどこでも参加できる形にし、リレーのバトンは「届ける」（例：愛媛県から香川県の反核へんろに参加し渡す）方式に。おへんろ衣装を各県2セット揃え、最初は2013年7月6日に徳島で東林院（『原爆の火』がある）から1～4番、13日高知24～25番、15日愛媛50～51番と55～56番、8月3日香川87～88番札所を訪れました。

徳島県で80歳の女性から88番札所に納めて欲しいと託された折り鶴と一緒に、へんろ装束に身を包んだ青年を先頭に、反核ライダ

ーゼッケン（当時）をつけて、道行く人々にアピールしました。また、各地で、札所のお寺、道の駅、街頭で「核兵器全面禁止のアピール」署名を集める宣伝行動などに取り組み、署名を世界大会に持っていくことにしました。

※お遍路（へんろ）とは、「祈願のため、弘法大師（空海）修行の遺跡、四国八十八か所の霊場をめぐる歩くこと。またはその人」。四国八十八箇所は、四国にある空海ゆかりの88か所の寺院の総称で、四国霊場の最も代表的な札所である。他の呼び方として「八十八箇所」「お四国さん」「本四国」などがある。四国八十八箇所を巡拝することを四国遍路（へんろ）といい、また四国八十八ヶ所霊場会では「四国巡礼」といい、他に「四国巡拝」などともいう。

反核へんろ開始からその後

最初の7月の実施に際し、猛暑で熱中症対策など参加者へのケアが盲点になっていたことが挙げられ、時期を変更することに（現在は2～3月、お遍路も春・秋が多いそう）。

汗をかくのでオリジナルタオルを作成、へんろ衣装を全員分は難しいので、2017年にライダー時代のゼッケンに代わる「反核へんろオリジナルビブス」『核兵器のない平和な世界を』のメッセージと『伊予かん路くん』のイラストが描かれたものを作成。単組・組合員には、リッターカンパ（飲み物500mlを基礎額にしたカンパ）や署名、折り鶴などの協力を呼びかけ、多くの方に協力いただいています。

「核兵器の廃絶」を目指す「草の根からの行動」の一つとして引き続き取り組んでいます。また四国の青年やへんろでの交流をはかっています。

自治労連・自治労連共済結成30周年、研究機構設立20周年を記念した『民主的自治体労働者論 生成と展開、そして未来へ』が、8月10日に発刊されました。「あとがき」を掲載します。

自治体労働運動の歴史とたたかいの到達点、 教訓、展望を学ぶ学習教材として活用を

自治労連副中央執行委員長
『民主的自治体労働者論 生成と展開、そして未来へ』
編集委員会責任者
松繁 美和

2018年7月7日に、第1回の編集会議及び、執筆者との合同会議をスタートに、4回の会議を経てご執筆いただきました。論議の過程では、公開もしながら、また青年部の皆さんとの意見交換もおこない、その作成過程も大事にしてきたところです。

ご執筆いただいた方々には、ご自身の研究活動や、お仕事がある中、多くの時間を割いていただきました。ご執筆に改めてお礼を申し上げ、心から感謝の意を表します。

さて、本書は、出来上がって「万々歳」と言うものではありません。多くの皆さんに、この本を手にとって読んでもらうことは、もちろんのこととして、自治体労働運動の歴史とたたかいの到達点、教訓、展望を学ぶ学習教材として活用していただくことによってこそ、本書の発刊の意味があります。

「憲法をいかし、住民生活を守る」ことが、自治労連の特別の任務という方針を掲

げてきました。こうした呼びかけはややもすると、「公務員の政治的中立性」に、とっていかげなものかの批判。あるいは、政治や憲法を語るのは「意識高い系」と謂わば揶揄するような風潮のなかで、労働組合は時代遅れ感を持っている人たちも居るのではないのでしょうか。まず、そういう方々に本書に触れて欲しいと思います。

今、働き方の問題、ジェンダー問題、虐待問題などが顕著になるなかで、「人権」の大切さが求められる一方で、政府による「文書の隠蔽・改ざん」など、政府によって都合の悪いことは「無かったことにする」と言った政治の劣化が残念ながら日本には存在します。そこをただしていく力が労働組合にはあるのではないのでしょうか。労働組合への期待も高まっているし、それに応えていく時が今ではないのでしょうか。

「民主的自治体労働者論」は、私自身の経験からも座学で学べば身につくというも

のではありません。本書の特に、2章での記述があるような実践が伴ってこそ理解がすすむのだと思います。「憲法の理念は理解できる」「地方自治の意味もわかる」「住民が主人公もわかる」しかし、「そうは言っても…」と、職場や地域で矛盾を感じることは、仕事をすすめていくうえで、色々あるでしょう。その時の解決法に、本書が役に立つはずです。

本書は、それぞれの章・節が、相互に関係しながらも、完結をしていますので、最初から順番に…という使い方をしなくても、「何となく気になるフレーズがある」ところを入り口に、読み進めていくことができます。そして、ひとりではなく、何人かで話し合いをしながら学習教材として活用いただければと思います。本を買ったまま、読まずに置いておくことを「積読」と言ったりしますが、本書も取りあえず「積読」しておいて、悩んだ時に取り出して活用していただければと思います。

「迷ったら、憲法に聞け。悩んだら、住民に聞け。」この言葉は、私が自治体労働者として働き始めたころの先輩からの言葉です。今回、「自治労連、自治労連共済結成30周年、研究機構設立20周年」を記念して、発刊の運びとなった「民主的自治体労働者論—生成と展開、そして未来へ」は、この言葉を改めてかみしめるものとなりました。そして、自治体関係者のみならず、主権者である住民・国民にとっても共通認識するこの出来るものだと思っています。地方自治の「広辞苑」とも位置づけられるものではないかと思っています。

自治労連運動をすすめていくうえで、すべての単組・職場単位での学習資料として

位置づけていただき、多くの皆さんにご活用いただくことを重ねてお願いしまして、あとがきに代えさせていただきます。



※詳細は、以下のページをご参照ください。
<http://www.jilg.jp/publications/2019/08/02/1275>